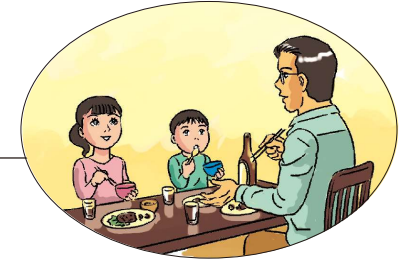


自転車運転の違反行為と罰金



2017年中の自転車乗用中の交通事故による死者の80.2%、負傷者の62.6%は、自転車側にも何らかの法令違反がありました。以下のような法令違反の運転行為や迷惑行為には罰金が科せられます。

夜間の無灯火運転



5万円以下の罰金

並進通行



2万円以下の罰金
または料料

2人乗り運転



2万円以下の罰金
または料料

携帯・スマホ使用運転



5万円以下の罰金

歩道での歩行者妨害



2万円以下の罰金
または料料

酒気帯び運転



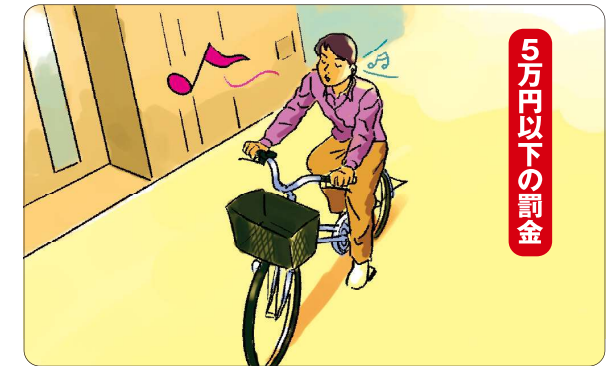
5年以下の懲役 または
100万円以下の罰金
(酒酔いの場合)

傘さし運転



5万円以下の罰金

イヤホン等使用運転



5万円以下の罰金

危険な違反行為を繰り返し 検挙されると 自転車運転者講習の受講命令

交通の危険を生じさせる恐れのある違反行為(危険行為)を繰り返す自転車運転者には、「自転車運転者講習」の受講(有料)が義務づけられました。対象は右記14項目です。これらを3年以内に2回以上犯し、検挙されたら、都道府県公安委員会による自転車運転者講習の受講が命じられます。

危険行為

信号無視 通行禁止違反 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
通行区分違反 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 遮断踏切立入り
交差点安全進行義務違反等 交差点優先車妨害等 環状交差点安全進行義務違反等
指定場所一時不停止等 歩道通行時の通行方法違反 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
酒酔い運転 安全運転義務違反

受講命令を
無視したら
5万円以下の
罰金



※『政府広報オンライン』『知ってる? 守ってる? 自転車利用の交通ルールとマナー』(2018年4月26日)、「けいしちよう自転車安全教室」を参考に、セノンで作成